

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（案）の逐条解説

第 1 章 総則

第 1 条（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 5 9 条第 1 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定めるものとする。

【趣旨】

本条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 5 9 条第 1 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることを規定するものです。

【解説】

本条例は、法第 5 9 条第 1 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準を法に規定する事項別に、従うべき基準又は参酌すべき基準とし、定めるものです。

従うべき基準は、必ず適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準は、十分参照しなければならない基準です。

指定介護予防支援事業は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として指定を受け主体的に行う業務となっており、これまで国の定める基準により運営されてきました。また、本市では地域包括支援センターからの委託を受け、介護予防支援事業の介護予防ケアマネジメント

業務を行っている事業者が10か所ありますが、その事業者及び本市の地域包括支援センターの実情等を総合的に検討し、本市の基準とするものです。

第2条（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【趣旨】

この条例における用語の意義を規定するものです。

【解説】

この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例とすることを定めるものです。

第3条（指定介護予防支援事業者の資格）

第3条 法第115条の2第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。ただし、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び当該法人の役員等が、同条第3号に規定する暴力団員等であるものを除く。

【趣旨】

指定介護予防支援事業の事業者について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業の事業者の資格については、従うべき基準であるため介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）のとおり定めるものです。

また、介護保険法施行規則の基準ではありませんが、市では暴力団排除に係る条例を制定しているところであり、この条例の制定趣旨から指定介護予防支援の事業においても、暴力団は排除すべきものと判断したことから、介護保険法施行規則の基準に加え規定したものです。

なお、ただし書に規定する「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を言います。

第4条（基本方針）

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努めなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援の事業の基本方針を規定するものです。

【解説】

条例を整備するに当たり、この条例で定める指定介護予防支援の事業の基本方針を明確にする観点から、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「厚生労働省令」という。）における基本方針が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第2章 人員に関する基準

第5条（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者の従業者の員数の基準を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者の従業者の員数の要件については、従うべき基準であるため、厚生労働省令の基準のとおり定めるものです。

第6条（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

【趣旨】

指定介護予防支援事業所の管理者の基準を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業所の管理者の要件については、従うべき基準であるため、厚生労働省令の基準のとおり定めるものです。

第3章 運営に関する基準

第7条（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該

重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援を提供するに当たっての内容及び手続の説明及び同意に関する基準を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援を提供するに当たっての内容及び手続の説明及び同意に関する要件については、第1項及び第2項は従うべき基準であるため、第3項以降の第1項に規定する文書を電磁的方法による交付の場合の手続については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第 8 条（提供拒否の禁止）

第 8 条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない旨を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援の提供の拒否を禁止する要件については、従うべき基準であるため、厚生労働省令の基準のとおり定めるものです。

第9条（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者が、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認められた場合の対応について、規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案して、利用申込者に対して適切な指定介護予防支援を提供することが困難であるときであっても、他の指定介護予防支援事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講じることが必要であることから、厚生労働省で定める基準に、速やかに講じることが加えて基準とするものです。

第10条（受給資格等の確認）

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援の事業の提供を求められた場合に、確認すべき内容について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の事業を提供するためには、利用希望者が指定介護予防支援の対象となる資格を有していることが必要です。その資格を確認するための方法等の基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第 11 条（要支援認定の申請に係る援助）

- 第 11 条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者による利用申込者の要支援認定の申請に関する援助について、規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者は、事業の提供だけでなく、被保険者の要支援認定に係る申請についても、利用申込者の意思を踏まえて援助を行うことが必要です。その援助の方法等の基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第12条（身分を証する書類の携行）

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業所の担当職員身分を証する書類の携行と、提示を求められた場合の対応等を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業所の担当職員は、利用者宅を訪問し事業を提供するので、指定介護予防支援事業者は担当職員が利用者宅において、その身分を証することができる書類を用意すべきであるとともに、担当職員が自らの身分を明らかにするために身分を証する書類を携行し、提示することが必要です。その身分を証する書類の携行に関する基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第13条（利用料等の受領）

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者が利用者から支払いを受ける利用料について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援は、介護予防サービス計画に基づいて行われるものであり、その計画作成時には費用についても利用者に対し説明がされています。指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の提供時に支払いを受ける利用料は、介護予防サービス計画に基づいていることが必要です。その利用料等の受領に関する基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第14条（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

【趣旨】

指定介護予防事業者が利用者に対して交付する指定介護予防支援提供証明書について規定するものです。

【解説】

金銭の支払いを受けた場合には、その受領した金額等を記載した書類を交付することが一般的であり、指定介護予防支援の提供においても同様に、利用料の支払いを受けた場合に、利用料の受領を証明する書類を交付することが必要です。その証明書の交付に関する基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第15条（指定介護予防支援の業務の委託）

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置を講じさせること。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託する場合の遵守事項を規定するものです。

【解説】

介護保険法では、指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託することを認めていますが、委託することによって指定介護予防支援の質が低下することがあってはなりません。そのために、指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託する場合の遵守すべき基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第16条（法定代理受領サービスに係る報告）

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者が、毎月市に対して行うべき法定代理受領サービス等の報告について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援の事業においても、法定代理受領サービスを行っていることから、その状況を把握するための基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第17条（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者は、利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない旨を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援の利用者が、必要なときに介護予防サービス計画及び実施状況を確認できるように、指定介護予防支援事業者は利用者に対して介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する必要があります。その介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類の交付に関する基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第18条（利用者に関する市への通知）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

【趣旨】

利用者に不正等があった場合の市への通知義務について規定するものです。

【解説】

利用者の不正等により保険給付が行われることがあってはならないことから、事業者に対して利用者の不正等について市への通知を求める基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断し、その基準と同一の基準を定めるものです。

第19条（管理者の責務）

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【趣旨】

指定介護予防支援事業所の管理者の義務について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業所の都合によって、利用者に対する指定介護予防支援が滞ることがないように、管理者には事業所を適正に運営するための責務があります。その管理者の責務に関する基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第20条（運営規程）

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

【趣旨】

指定介護予防支援事業者が定めなければならない運営規程の事項について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者は、事業の目的や運営の方針等の運営規程を明確にし事業を行わなければなりません。厚生労働省令の基準では、その各事項が反映されており、適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第21条（勤務体制の確保等）

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに、担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員等の勤務体制を定めなければならないこと等を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるような体制を整えておかなければなりません。そのための基準として、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第 2 2 条（設備及び備品等）

第 2 2 条 指定介護予防支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者の設備及び備品等について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者の設備及び備品等については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第 23 条（従業者の健康管理）

第 23 条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者は、従業者の健康等の管理を行わなければならない旨を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業所の担当職員は、指定介護予防支援の利用者及び利用希望者と接するので、担当職員が原因で利用者が健康を害することがないように事業者は、担当職員の健康状態等に気をつけなければなりません。その指定介護予防支援事業者が行うべき従業者に対する健康管理の基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第24条（掲示）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業所への重要事項の掲示の義務を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者は、利用者に自らの事業の内容等を理解してもらう必要があります。そのために事業者が事業所内に掲示すべき基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第25条（秘密保持等）

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の秘密保持に関する責務及び指定介護予防支援事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならない旨を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の秘密保持に関する責務及び指定介護予防支援事業者が秘密保持に関する措置を講じる義務等に関する要件については、従うべき基準であるため、厚生労働省令の基準のとおり定めるものです。

第26条（広告）

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業所について広告をする場合の内容について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所を広く周知するために広告する場合、その内容は事業所の実態と合致していなければなりません。そのための基準として、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第27条（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

- 第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者及びその従業者による介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援の事業を実施するに当たり、事業者間での不正な行為等は防止しなければなりません。そのための基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第 28 条 (苦情処理)

- 第 28 条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
 - 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス又は法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
 - 6 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者の支援等に係る苦情に対する対応について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業は、利用者及びその家族にとって安全、安心なものでなければなりません。そのために指定介護予防支援又は介護予防サービス計画の作成等を行います。その方法等により苦情が発生することがあります。このようなときの対応に対する規定は必要であり、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第29条（事故発生時の対応）

- 第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者の事故発生時の対応及び支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の賠償義務を規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援事業者の事故発生時の対応及び支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の賠償義務に関する要件については、従うべき基準であるため、厚生労働省令の基準のとおり定めるものです。

第30条（会計の区分）

第30条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援事業者の会計の区分について規定するものです。

【解説】

介護保険制度においては、事業者の経理について、事業ごと、事業所ごとに区分することとなっており、指定介護予防支援事業者の会計の区分に関する基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第 3 1 条（記録の整備）

第 3 1 条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 3 3 条第 1 3 号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第 3 3 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第 3 3 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第 3 3 条第 1 4 号に規定する評価の結果の記録

オ 第 3 3 条第 1 5 号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第 1 8 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第 2 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 2 9 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【趣旨】

指定介護予防支援事業者が整備、保存しなければならない記録について規定するものです。

【解説】

介護報酬の過払いがあった場合（不正請求を含まない。）の返還請求の消滅時効は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定により 5 年間とされています。これに対し、厚生労働省令で定められる基準には、介護予防サービス計画等の介護報酬の算定の基礎となる記録の保存期間は 2 年間と規定されているため、仮に過払いがあったことが判明した場

合であっても、返還額の確定等に必要な当該記録が指定介護予防支援事業所に保存されておらず、返還請求を行うことができない場合があります。

また、省令では、苦情の内容及び事故の状況等の記録の保存期間についても2年間と規定されています。これに対し、本市が指定介護予防支援事業所について指導・監督等を実施する際には、サービスの質を確保する観点から、2年以上前の苦情の内容や事故の状況等の記録を確認する場合があります。

このことから、第2項の記録の保存期間を5年間とし、第1項及び第2項の保存期間以外の基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第32条（指定介護予防支援の基本取扱方針）

- 第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【趣旨】

指定介護予防支援の基本取扱方針について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われなければならないものであり、そのためには介護予防の効果が最大限に発揮されるようにしなければなりません。そのための基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第 3 3 条（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第 3 3 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を

踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下この条において「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合について

- は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「指定介護予防サービス等基準」という。))第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下この号において「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家

族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービスを位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにし

なければならない。

- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

【趣旨】

指定介護予防支援の具体的取扱方針について規定するものです。

【解説】

前条でも示した通り、指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するように行われなければならないものであり、そのためには介護予防の

効果が最大限に発揮されるようにしなければなりません。そのための具体的な基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第34条（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能その他の特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする事。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

【趣旨】

介護予防支援の提供に当たっての留意点について規定するものです。

【解説】

指定介護予防支援は、介護予防の効果が最大限に発揮されるようにするために、利用者への配慮等の留意すべきことがあります。その基準については、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

第35条（準用）

第35条 第4条及び前3章の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

【趣旨】

基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、準用することを規定するものです。

【解説】

第5条、第6条、第7条第1項及び第2項、第25条並びに第29条は従うべき基準であるため、厚生労働省令の基準のとおり定めるものです。上記以外の条文は、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

記録の整備については、第31条で解説したとおり5年間とするものです。

附 則

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

条例の施行期日について、規定するものです。